

サプライチェーン脱炭素化支援等業務仕様書

1 概要

(1) 趣旨

脱炭素社会の実現に向け、企業にも対策や取組が求められる中、環境等に配慮した投資である E S G 投資が国際的に広まっている。

他方、国や京都府が行う現行の算定・報告・公表制度で求める温室効果ガス排出量（以下「排出量」という。）の範囲は、事業者自らの範囲に留まっており、E S G 投資等で求められつつある、各事業者の調達や廃棄、購入や販売などを通じたサプライチェーンにおける排出量の把握、削減への対応が遅れている。

また、E S G 投資の直接的な投資対象とならない非上場企業においては、自らの排出量の把握や削減などを進めるインセンティブが弱く、E S G 投資の対策を積極化する上場企業がサプライチェーンの脱炭素化を進める上で、障害となっている。

このような背景を踏まえ、本事業では、サプライチェーンの脱炭素化に取り組もうとする京都府内企業に対し、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入等により、国際的に求められる水準を踏まえた計画策定支援等を行うことを目的とする。

(2) 名称

サプライチェーン脱炭素化支援等業務

(3) 契約期間

契約締結の日から令和 6 年 3 月 15 日（金）まで

2 業務内容

受託者は、下記（1）～（4）の業務を実施するものとする。契約締結後速やかに、業務の実施体制及びスケジュール等についての具体的な作業工程表を作成し、京都府の了承を得ること。

また、業務全体の進捗管理を行い、変更等が生じたとき、或いはその恐れがある場合には、必要に応じて京都府と協議の上、決定すること。

(1) S B T^{※1}等に整合した排出量削減目標等の設定支援

本業務の支援対象企業 3 社程度に対し、次のとおり、S B T 等の国際的に認知された認証等に整合した排出量削減目標や再生可能エネルギーの導入計画の策定支援を行うこと。（支援対象企業は、京都府が別途募集する中小企業とする。各支援対象企業は、それぞれサプライチェーンに含まれる上場企業 1 社（以下、「連携事業者」という。）と共に本事業に参加する。

なお、調査の対象とする温室効果ガスは、支援対象企業の実態や要望等を踏まえ、適宜、二酸化炭素に限定することができるものとする。

① 業務の初めに、支援対象企業及び連携事業者に対する事前ミーティングや目標整理等を行うこと。また、具体的な支援開始後は、必要に応じてミーティングを実施すること。なお、各ミーティングは京都府の担当者も含めることとする。

② 連携事業者の Scope 3 の状況や削減目標等をヒアリングし、当該企業の Scope 3 における主な排出対象（カテゴリー）を確認すること。その上で、当該企業の支援対象企業及びサプライチェーンの脱炭素化を促進するための手法の検討について支援す

ること。

- ③ 中小企業版 S B T 等の取得に向けた排出量算定・削減計画の策定支援を支援対象企業に対して行うこと。上記支援は、Scope 1 及び Scope 2 の排出量を基本的な対象とし、Scope 3 については、概要説明や算定方法等に関する説明を追加的に行うものとする。なお、当該支援対象企業の中小企業版 S B T 取得等に関する経営層への提案等を行うこととする。
- ④ 支援対象企業が有する建物や未利用地における再エネ導入ニーズを確認し、ポテンシャルを算定すること。合わせて、航空写真や再生可能エネルギー情報提供システム (REPOS) 等を活用し、中小企業等への再エネ導入ポテンシャルを簡易に調査するための手法や再エネ導入を検討するために必要な情報を整理すること。
- ⑤ 京都府が一般社団法人知恵産業創造の森に委託実施する省エネ診断事業^{※2} を利用して、各支援対象企業への省エネ診断を実施することとし、その際に同診断と連携し、製品単位での排出量算定等、サプライチェーンでの排出量の削減を促すための追加的な診断項目の提案や調査等を行うこと。

※1：S B T：Science Based Targets の略称。パリ協定が求める水準と整合した 5～15 年先を目標年として企業が設定する、温室効果ガス排出量削減目標のこと。Scope 1 及び 2 を対象とする「中小企業版」と Scope 1～3 を対象とする「通常版」がある。

※2：令和 5 年度省エネ・節電・EMS 診断事業
(https://chiemori.jp/smart/support/y2023/r5_ems.html)

(2) 成果に関する発信

サプライチェーンの脱炭素化に関する取組を広く発信するため、(1) の取組に係る事業者向けウェビナー等を 1 回実施すること。なお、ウェビナー等の開催に必要な準備は京都府が行うものとする。

(3) 業務報告書の作成

本業務の実施内容及び成果を業務報告書として取りまとめ、京都府に提出すること。

3 業務体制

以下の全ての条件を満たす者が業務を行うこと。

- (1) S B T 等の国際認証制度の取得支援や非財務情報の開示支援の実績又はノウハウを有すること
- (2) 企業のサステナビリティ経営支援の実績を有すること
- (3) Scope 3 も含めた排出量の算定を行える専門性と体制を有すること
- (4) 直近 3 年間にサプライチェーン脱炭素化に関連する業務を官公庁と行った実績を有すること

4 成果物

業務の成果を報告書にまとめ、次のとおり提出すること。

(1) 納入物

業務報告書 (A 4 判) 2 部及び当該報告書の電子データ (USB) 一式

(2) 納期

令和6年3月15日(金)

(3) 納入先

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課

5 その他

本仕様書に明記なき事項については、速やかに京都府と協議の上これを決定すること。

本事業において支援対象企業及び連携事業者に関して知り得た情報について、本事業の実施期間及び終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、当該事業者から事前に承諾を得た場合はこの限りでない。

また、成果物に関する著作権等は、納品の完了をもって受託者から京都府に譲渡されるものとする。

以上